

2021年3月1日

株式会社パイロットコーポレーション

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応について（2021年第4報）

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び医療従事者をはじめとした関係者の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

当社は1月7日の緊急事態宣言再発出、及び1月13日の対象地域拡大を受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び社員の安全確保の観点から、該当地域の拠点に勤務する全社員を原則在宅勤務としておりますが、2月26日発表された緊急事態宣言の一部地域除外に伴い、在宅勤務の対象事業所を下記の通り変更いたします。在宅勤務を継続する事業所につきましては営業を継続しておりますが、ご対応等、期間中ご不便をお掛けする場合もございます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 実施期間 : 2021年1月14日（木）～ 3月7日（日）
- 対象事業所 : 本社、神奈川営業所、北関東営業所、平塚工場、東松山事業所
※対象事業所を含め、すべての当社事業所の営業は継続しております。
- 勤務形態 : 在宅勤務を原則として、在宅での業務遂行が難しい職種については交替出勤等の対策を行います。

3月1日（月）より通常業務を行う事業所： 西部支社、九州支社、中京支社

当社は感染拡大防止及び社員の安全確保を目的として、今後も継続的に状況に応じた必要な対策を実施してまいります。変更等はホームページ上にて適宜お知らせいたします。

以 上